

平成 28 年 10 月

SMRT CORPORATION 【P3060】

(SMRT Corporation Limited)

を保有されている投資家の皆様へ

— 強制買取<現地効力発生日等の変更>のお知らせ —

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、SMRT CORPORATION 株式を投資会社である Belford Investments Pte. Ltd.が強制買取する件につきまして、現地保管機関より現地効力発生日等の変更の通知がございましたのでご案内申し上げます。(太字下線部参照)

なお、日程・内容等は現地保管機関の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。今後の動向につきましては、追加情報を入手次第ご案内申し上げます。

詳細につきましては、下記のとおりです。

敬具

記

1. 現地効力発生日 : **2016年10月24日** (前回通知 : 2016年10月21日)
2. 現地支払開始日 : 2016年11月1日
3. 強制買取条件 : SMRT CORPORATION 株式1株を、1.68 シンガポールドルにて買取る。
※強制買取代金は、円貨にてお支払い致します。
※お支払いする代金につきましては、「特定口座」の損益計算の対象ではないため、別途確定申告が必要となる可能性があります。
4. 主な実施条件 : ・2016年9月29日開催の株主総会における承認
⇒承認されました。
・現地規制当局の認可
・裁判所の認可
5. その他 : 本強制買取が実施された場合、SMRT CORPORATION はシンガポール証券取引所から上場廃止となります。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものであります。

以上

大和証券株式会社